

2020年4月8日

関係者各位

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言への対応について

株式会社 オズベック

4月7日に弊社所在地を含む7都道府県を対象として新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを受け、株式会社オズベックでは、4月4日から4月14日までとしていた弊社社員の原則在宅勤務を「緊急事態宣言」に合わせ5月6日まで延長いたします。

在宅勤務にあたっては、各担当との連絡はメール・携帯電話により行うとともに、代表電話への連絡にも転送先にて対応いたします。ご不便をおかけすることもあります。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

また、派遣社員の皆様並びにお取引先様への対応につきましても、各担当が継続してご対応させていただきますので、ご安心くださいますようお願いいたします。

以上